

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について

平成25年11月に公布された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法）」が平成26年1月27日から施行され、改正前の特措法において指定を受けておりました特定地域におきましては、改正特措法に基づく準特定地域に指定されることとなり、埼玉県及び群馬県中・西毛交通圏につきましても準特定地域に指定され、当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に向け積極的に取り組んでいるところであります。

今般、本年1月30日に改正特措法に基づく特定地域の指定基準が制定され、埼玉県及び群馬県中・西毛交通圏が当該指定基準に示された数値等の要件に適合し、平成27年2月2日付け関自旅二第1591号により関東運輸局長から、当協議会あてに、特定地域の指定を希望する場合においては、協議会において同意を得た上で、その旨を報告するよう通知があったところです。

つきましては、1年間の取り組み状況や特定地域の指定に係る当協議会としての同意の有無等について、協議を行うため、中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として参画されたい方は、開催日の30日前（4月10日・金曜）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 日時 平成27年5月11日（月） 14:00～
2. 場所 (公財)群馬県勤労福祉センター2階第4会議室
前橋市野中町361番地2
☎027-263-4111
3. 予定している議題 (1) 準特定地域協議会設置要綱の改正について
(2) 改正特措法施行後1年間の取り組みについて
(3) 特定地域の指定に係る同意の有無について
(4) その他

本件に関する
お問い合わせ先

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
群馬県ハイヤー協会
(平成27年4月1日より「一般社団法人群馬県タクシー協会」に
名称変更いたします)

担当：小島・山口

電話：027-261-2071